

横手市こども計画

<令和8年度～令和11年度>

こども・若者がまんなか 笑顔で育つまち 横手



令和8年3月



横 手 市

「横手市こども計画」とは？

◆計画の概要

- 国は令和5年に「こども基本法」を施行し、その総合的な施策を示す「こども大綱」を策定しました。これにより、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指すという方針です。
- 横手市では、国・秋田県の動向を踏まえ、こども・若者等への調査や意見聴取を行い、「横手市こども計画」を策定しました。
- 本計画は、先行して推進する「夢はぐくむ ゆきんこプラン（第3期横手市子ども・子育て支援事業計画、第3期横手市次世代育成支援地域行動計画、第3期横手市こどもの貧困対策推進計画）」と連動しながら、当市のこども・若者、子育て家庭を取り巻く様々な課題に対する施策を実施し、進捗管理を行います。
- 当市では令和7年8月、こどもまんなか社会の実現に向け、「こどもまんなか応援サポーター」として活動することを宣言しました。こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもや子育てを応援する活動に取り組むことで、市全体で子育てを応援するという機運を今後さらに高めていきます。



横手市「こどもまんなか応援サポーター」宣言



◆計画の対象

- 生まれてから円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にある全ての人、そして、子育て当事者、これから子育て当事者になる者、こども・若者と子育て家庭を取り巻く全ての関係者を対象とします。
- 年代の定義については、生まれてから義務教育年齢に達するまでを「幼児期」、小学生年代を「学童期」、中学生年代から概ね18歳までを「思春期」、概ね18～29歳を「青年期」、思春期から青年期を「若者」としています。社会的自立に困難を抱える30歳代の方も少なくないことから、この年代も「若者」の対象とします。

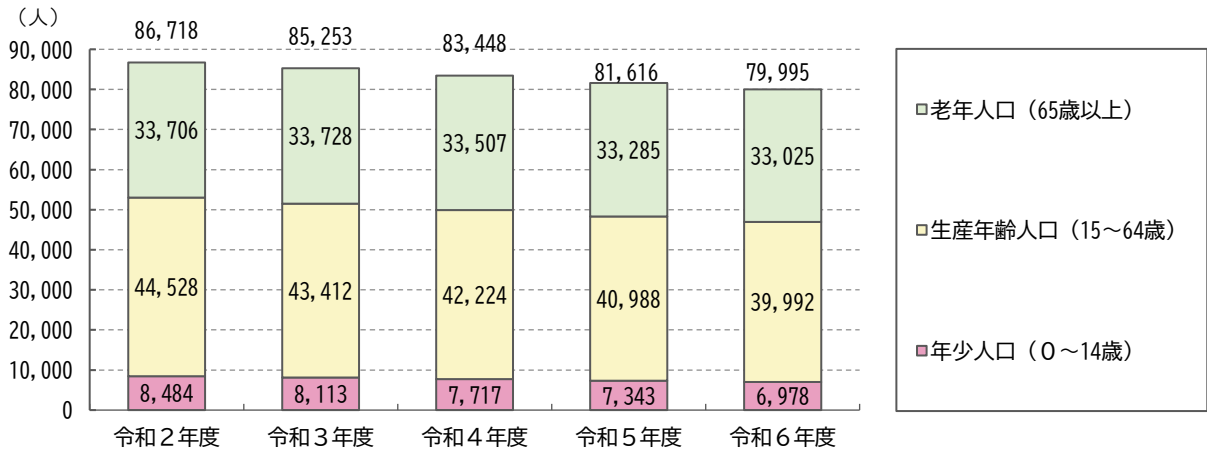
◆計画の期間

- この計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とします。また、計画期間中においては、毎年評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

横手市の今は

◆人口の状況

【年齢3区分別人口の推移】



資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

◆こども・若者が考えていること

資料：令和7年度 こども・若者調査結果より

今の自分が好きか？（自己肯定感）

こども 10歳～18歳：75.7%

若者 19歳～39歳：61.6%



自分の将来について明るい希望があるか？

こども 10歳～18歳：83.9%

若者 19歳～39歳：56.6%

こどもの権利を知っているか？

こども 10歳～18歳：70.4%

横手市に（ずっと）住みたいと思うか？

こども 10歳～18歳：57.8%

若者 19歳～39歳：65.4%

地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うか？

こども 10歳～18歳：83.5%

若者 19歳～39歳：64.2%



横手市こどもの権利宣言を知っていますか？

◆横手市こどもの権利宣言

- 令和5年4月にこども基本法が施行され、基本理念に児童の権利に関する条約の趣旨が反映されています。平成20年10月4日に制定した「横手市こどもの権利宣言」は、制定から時間が経過しているため、児童・生徒・若者、大人に広く提案を求め、令和7年10月5日に改定を行いました。

1. 生きる権利

私たちこどもは、心や身体の健康を大切にして尊厳を保ちながら生きる権利があります
他者の評価に左右されることなく、平等に学ぶ機会と、自らの可能性を追求する自由な選択が保障され、差別や偏見なく一人の人間として尊重されます。

2. 育つ権利

私たちこどもは、安全で愛情ある環境が保障され、健やかに成長する権利があります
地域社会に見守られながら、社会性を育み、豊かに成長する機会が提供されます。自己肯定感を育み、挑戦し続けるたくましいこどもとしての育ちが保障されます。

3. 守られる権利

私たちこどもは、暴力、虐待、いじめ等、あらゆる不当な行為や危害から守られる権利があります
身体的及び精神的苦痛からも守られ、困難に直面した際には、信頼できる支援者や安らげる居場所が提供され、その身の安全が最優先されます。

4. 参加する権利

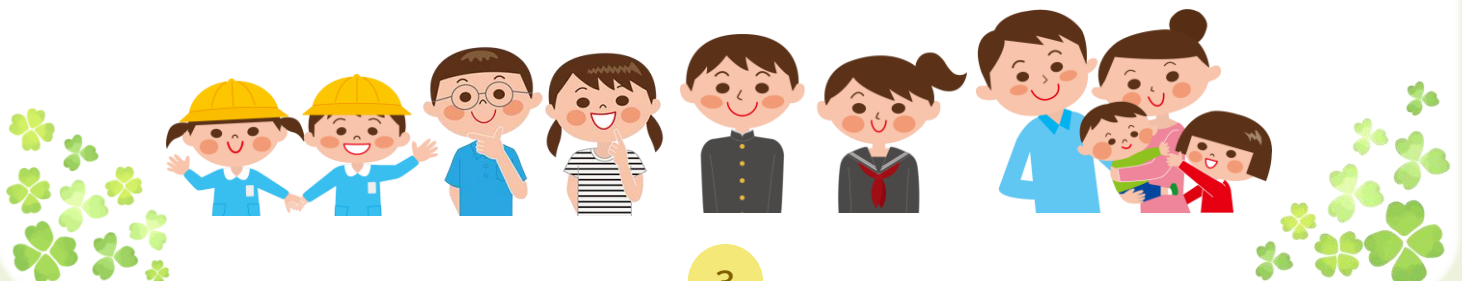
私たちこどもは、自らの意思や考えが尊重され、家庭、学校、社会のあらゆる場面に積極的に参画し、自己を表現する権利があります
一人ひとりの意見や個性を相互に尊重し、対話を通じて自らの意見を自由に発信し行動することが可能です。夢や希望をあきらめず、自身の興味や関心のあることに情熱をもって真剣に取り組むことができ、その挑戦が地域社会によって支援されます。

5. 未来を創る権利

私たちこどもは、個性が認められ、他者に寄り添う思いやりをもち、明るい未来を自ら創造し、地域社会及び広範な社会に積極的に貢献する権利があります
学ぶ喜びを知り、生涯にわたり知的好奇心をもち続け、世代を超えた多様な人々と協力して相互に支え合い、変化する社会に適応しながら成長し続けることが可能となるよう、最大限の支援が提供されます。



「横手市こどもの権利宣言」



計画ではどんなことを目指すの？

◆基本理念

- 基本理念は、全てのこどもや若者が幸せに暮らせるように、常にこどもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、社会全体で支えていく「こどもまんなか社会」を進めます。

こども・若者がまんなか 笑顔で育つまち 横手



◆計画を策定するための基本的な視点

- 本計画は、基本となる考え方を以下の4つの視点に定め、取組を推進していきます。

視点1 こども・若者の幸せを第一に考え その権利が保障される

- 「横手市こどもの権利宣言」に基づき、こども・若者の幸せを第一に考え、自立した個人として健やかに成長することができるよう、こども・若者の意見や選択を尊重し、こども・若者の最善の利益を図る視点に立った取組を推進します。

視点3 健やかな身体とこころを育む 環境づくり

- 特別な配慮が必要なこども・若者を含め、全てのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、多様な体験をし、学び、健やかに成長できるよう、支援体制の強化を推進します。

視点2 ライフステージに応じた 切れ目ない支援がある

- こども・若者の健やかな成長と自己肯定感を育み、自分らしく生活できるよう、一人ひとりの成長段階に応じた切れ目ない支援を推進します。また、子育て家庭等が不安や孤独を抱くことなく、安心してこどもを生み育てることができる環境を整備します。

視点4 横手市全体で、こども・若者、 子育て家庭等を応援する

- 家庭、学校、教育保育施設、企業、地域などが、それぞれの役割を担い、連携し、市内の全ての人々が、こども・若者や子育て家庭を見守り支援するあたたかい地域をつくります。

こども計画で取り組む5つの基本目標

基本目標Ⅰ

こども・若者の声や権利を尊重し学びと成長を支える

- 「横手市こどもの権利宣言」に基づき、こども・若者の幸せを第一に考え、その意見や選択を尊重し、自立した個人として学び、健やかに成長することができるよう支援します。

《基本施策》

- こども・若者の意見・権利の尊重
- 横手への愛着を育む機会の充実
- 差別解消と多様な文化・価値観を尊重する意識づくり
- 健全な成長を育む教育の推進
- 安心して学び過ごせるこどもの居場所づくり



基本目標Ⅱ

こども・若者が希望を持って大人になれるよう支える

- 横手市に暮らすこども・若者が、多様な遊びや体験から学び、希望を持って、横手の未来をともに作る大人となれるよう社会全体で支えます。

《基本施策》

- 多様な遊びや体験、活動できる機会づくり
- 若者の就労支援
- ライフデザインの形成支援
- 結婚・新生活の支援

結婚について



基本目標Ⅲ

安心してこどもを生み育てることを支える

- 子育て当事者が不安や孤独を抱くことなく、安心してこどもを生み育てることができるよう、支援を充実します。また、こども・若者一人ひとりの成長段階に応じた切れ目ない支援と、思春期保健対策の充実、ひきこもりや不登校への対応などを通じて、こども・若者が健やかに成長できる環境づくりを進めます。

《基本施策》

- こども・若者が希望する妊娠・出産の実現に向けた支援
- こどもや母親の健康の確保
- 子ども・子育て支援サービスの充実
- 適切な学校教育環境の整備



妊娠・出産
について



育児・保育
について



ひきこもり
について

横手市ではこんな取り組みをしています

基本目標Ⅳ

困難な状況にあるこども・若者とその家族を支える

- 全てのこども・若者が、生まれ育った環境に左右されことなく、多様な体験や学習等の機会を得て、大人になれるよう支援します。また、特別な配慮が必要なこども・若者とその家族には、その特性に応じたきめ細かな支援体制を推進します。

《基本施策》

- 援助・配慮を必要とするこどもへの支援
- ひとり親家庭への支援
- こどもの貧困の解消に向けた対策の支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進
- ヤングケアラーへの支援



ひとり親支援
について



ヤングケアラー
について



基本目標Ⅴ

こども・若者とその家族を社会全体で支える

- こどもが安全に安心して育ち、若者となれるよう、その人の希望に応じ、家庭、仕事で活躍できる社会を目指し、夫婦（パートナー同士）がともに家事や子育てに主体的に参画する「共働き・共育て」の定着に向けて取り組み、こども・若者とその家族を支援します。

《基本施策》

- 共働き・共育ての支援
- 子育てにゆとりを持てる支援の充実
- 安全・安心のまちづくり



こども・子育てに関する情報をお届けしています



子育て情報サイト
『はぐはぐ』



よこて子育てワクチンナビ
(母子モ)



◆主な数値目標



基本目標	指標等	R7年度実績値	R11年度数値目標
I	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	10歳～18歳：75.7% 19歳～39歳：61.6%	10歳～18歳：80.0% 19歳～39歳：65.0%
I	こどもの権利の認知度	10歳～18歳：70.4%	10歳～18歳：80.0%
I	ほっとできる・安心できる場所が1つ以上あるこども・若者の割合（居場所）	10歳～18歳：99.5% 19歳～39歳：99.3%	10歳～18歳：100% 19歳～39歳：100%
II	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うこども・若者の割合	10歳～18歳：83.5% 19歳～39歳：64.2%	10歳～18歳：90.0% 19歳～39歳：70.0%
II	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	10歳～18歳：83.9% 19歳～39歳：56.6%	10歳～18歳：85.0% 19歳～39歳：70.0%
III	学校が落ち着いて安心できる場所である児童生徒の割合	10歳～18歳：77.8%	10歳～18歳：85.0%
III	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思う児童生徒の割合	10歳～18歳：11.8%	10歳～18歳：50.0%
IV	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	10歳～18歳：99.1% 19歳～39歳：97.7%	100%
IV	こどものいる世帯の貧困率の割合	就学前児童のいる世帯：18.7% 小学生のいる世帯：20.0%	10.0%
V	育児休業の取得率（父親）の割合	就学前児童のいる世帯：12.4% 小学生のいる世帯：2.5%	50.0%

◆計画の普及・啓発

- 計画の周知にあたっては、公共施設での案内、市の広報紙やホームページをはじめ、パンフレット等、相談支援その他の多様な媒体と機会を活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。
- 各事務事業においても、若者が利用しやすいLINEやインターネット、SNSなど、多様な手段を用いて事業の周知を図るとともに、本計画に関わる庁内の関係部署と積極的に連携・協働して、市民一人ひとりに情報を届け、必要な支援につながるように事業の周知、啓発を進めます。



横手市こども計画 概要版

第3期横手市子ども・子育て支援事業計画
第3期横手市次世代育成支援地域行動計画
第3期横手市こどもの貧困対策推進計画
令和8（2026）年3月発行

横手市市民福祉部 子育て支援課
〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号
電話：0182-35-2133 FAX：0182-32-9709

